## 地方公共団体向けCCUS活用促進 相談窓口

CCUS活用促進に向けたインセンティブ措置の導入に関して、地方公共団体の職員の方を対象に、問合せ・相談に対応します。

## [相談内容の例]

- CCUSの制度の概要や活用方法など
- インセンティブ措置の検討に当たっての関連データや技能者、事業者の登録状況の把握方法
- 〇 国土交通省や先行する地方公共団体における取組事例

等

## 【問い合わせ先】

国土交通省 不動産・建設経済局 建設市場整備課 建設キャリアアップシステム推進室

(担当:鈴木、小林)

対 応 時 間:平日10:00~17:00

電 話 番 号:03-5253-8111 (内線:24-856、24-857)

メールアドレス: hqt-ccus@ki.mlit.go.jp

※本相談窓口は地方公共団体の職員の方を対象としております。地方公共団体の職員以外の方から本窓口へのご相談はご遠慮ください。 事業者や技能者の方からの申請方法(審査内容含む)やCCUSの操作方法等に関するお問い合わせについては、

(一財)建設業振興基金が運営しているCCUSHP(<a href="https://www.ccus.jp/">https://www.ccus.jp/</a>)のお問い合わせフォームにて受け付けています。